

## 様式第2号(第7条関係)

## 会議録

会議の名称	令和2年度第1回川島町環境保全審議会並びに川島町廃棄物減量等推進審議会	
開催日時	令和2年6月25日(木)午後2時から3時30分まで	
開催場所	川島町コミュニティセンター 大会議室	
議題	(1) 川島町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例(案) について及び川島町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例施行規則(案)について (2) その他	
公開・非公開の別	公開(傍聴者なし)	
出席者	委員	川島 和春委員・猪鼻 義治委員・野村 尚男委員・大林 郁生委員・大島 徹也委員・赤坂 いづみ委員・後藤 真太郎委員・鈴木 貞美委員・斎藤 龍司委員・今井 孝雄委員・菊池 建太委員・飯島 久美子委員・瀬間 さやか委員・石川 勉委員 他代理1人 計15名
	事務局職員	町民生活課課長 横山・同主幹 阿泉・同主査 竹越ゼロ・ウェイスト推進室室長 渡辺・同主幹 井上
配布資料	・会議次第 ・委員名簿 ・川島町の可燃ごみ減量化20%達成資料 ・川島町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例(案)について ・川島町太陽光発電施設の設置に関する要綱 ・川島町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例(案) ・川島町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例施行規則(案)	
審議会の経過		
1 開会	(事務局より会議の開会にあたり、川島町審議会等の会議の公開に関する要綱に基づき、会議は原則公開であることを説明する。なお、会議公開は議事より行うこととし、会議録を公開するが、発言委員名は記載しない旨で委員より了承を得る。)	
2 委嘱状の交付		
3 町長あいさつ		
4 会長・副会長の選出		
5 会長・副会長あいさつ		
6 可燃ごみ20%減量化計画について報告		
7 議事		
議長	議事の「川島町太陽光発電施設の設置及び管理等に関する条例(案)について」の項目について、事務局の説明をお願いします。	
事務局	(資料説明)	
議長	ただいまの説明についてご意見・ご質問等ございますか。	

委員	条例案第8条に抑制区域を指定するとございますが、施行規則案第3条では川島町全域とするとございます。これは町全体が抑制されるということでしょうか。
事務局	抑制区域として町内全域を指定してございますが、施行規則案の様式第4号で太陽光発電設備設置事業に関する関係法令手続確認書がございます。この法令に該当する区域では太陽光発電設備の設置ができない恐れがあるということです。町内全域で太陽光発電設備の設置ができないということではありません。
委員	要綱の別表第4条関係で示した区域のほうが良いのではないですか。町の方で抑制区域はこの地区ですと示した方が分かりやすいのではないでしょうか。他の条例でもそのようにしているのが多いのではないか。
事務局	今後の検討とします。
委員	現状では、川島町にどのくらい太陽光発電設備が設置されているのですか。
事務局	20kW以上のものが、180基ほど設置されています。
委員	貯水池に太陽光発電設備が設置されていますが、事業者はこの条例案ではどのような扱いなのですか。土地の所有者と太陽光発電事業者は別だと思われます。
委員	太陽光発電事業も盛んに作られ年数もたっていますが、台風等で破損しそのまま放置されているものはございますか。
事務局	今のところございません。
委員	自然災害等により、破損した太陽光発電パネル等が放置されるようなことを考えますと、太陽光発電設備に関する条例は必要な時期にきていたのではないかと思いました。
事務局	先ほどの太陽光発電事業ですが、4社の民間会社が合弁会社を作り、太陽光パネル等の維持管理についてはその4社が行っています。土地改良区は場所を貸しているものです。そのため、全て土地改良区というわけではございません。
委員	維持管理についての質問です。要綱から条例とするのに、安全とか防止とかどのような規制があるのですか、要綱には細かくは記載されていませんでしたが、明確にした方が良いのではないか。
事務局	維持管理について、要綱ではお願いであり強制力はありませんでした。そこを条例化し強化することにしました。もう少し具体的にした方が良いでしょうか。
委員	そこまで具体的にすることはないと想われます。安全基準ですとか、災害防止ですかございますが、抑制区域ですか影響を受ける隣接地域という表現はございますが具体的にすると経費もかかるものと思われます。安全というなら、安全とは何ですかともう少し明確にし、施行規則でもう少し見える化をした方が良いかなと思いました。施工する側からするとただ漠然と安全・災害では分かりづらいと思います。既存のものについては緩和措置をとられると思いますが、今後建てられるものはシビアに影響されるものかなと思いました。
事務局	ただいま安全対策とございましたが、町内で設置されている太陽光は比較的安全な状態ですが、不安な部分は雑草でございます。冬になると草がかれ電線と当たって燃えてしまう恐れがあること、防災面ですと川島町では台風等の風で飛ばされる可能性があります。そのような場合は、設置した業者によってよく確認していただき、また年に数回程度草刈りをすることなどにより安全良好な状態を保っていただき、近隣の方とのトラブルを回避していただきます。そのようなことを想定しています。そのため、安全について細かく記載はしてい

ません。

- 委員 計画書の提出は新規の事業者だけですか。
- 事務局 既に設置された太陽光発電設備について遡及はできません。今後に届出を受けるものが対象です。
- 委員 条例案の附則の最後に、施行日以後に届出をしようとする太陽光発電事業に適用とありますが、2として現に太陽光発電設備を設置したものも対象となると記載されています。今回の条例が適用されるのですか。
- 事務局 条例が施行される以前に設置された設備については努力義務と考えています。修正します。
- 委員 電気の買取り価格は段々下がっています。そうなると業者も維持できず撤退する恐れがあります。太陽光発電設備は産業廃棄物としてどう処理するかが問題となる。その判断を、30日以内に決めることができるのでしょうか。太陽光発電を設置する前のことですが環境アセスメントや環境保全条例を遵守することを義務付けるものでしょうか。
- 事務局 環境保全条例を遵守するかということですが、環境保全条例は制定されており、新たに太陽光条例を施行するものです。それぞれ遵守していただくと解釈しています。また、太陽光発電設備の設置条例は環境保全条例の中に含めることができます、維持管理をしっかりと行うため、単独の条例としました。
- 事務局 廃止をしようとする時は、する時の30日前であり、廃止が完了してから30日以内の報告ですので可能と思います。
- 委員 全ての業者がそこまでできるのかなと思われます。業者も、土地を管理する人、設置された設備を管理する人、運営する人と分けています場合があります。業者も変わるので分からなくなってしまいます。
- 事務局 撤去のことですが、撤去をする際に、その費用がなく出来ませんというとのないように国では2022年7月からは売電額から積み立てをすることが法令化されます。町としては、しっかりと運用されることを期待しています。会社が変わってしまうということについてはしっかりと届出を出してもらい、業者がどこなのかしっかりと把握することが大切です。
- 委員 事業者がいなくなった時に、土地の所有者に色々と求めることになりますが、それに対して届出のとき所有者はそういったことを理解しているという添付書類はあるのですか。
- 事務局 事業の届出の時に契約書の写しを添付していただくことになっています。
- 委員 そういった文言がないと条例で制定されていても、土地所有者が知らないでは困ったことになります。そのため、その辺はしっかりとしていただくことが必要です。
- 事務局 事前協議の段階で、土地の所有者あて事業者がしっかりと説明していただき、契約に関して、町でよく確認することとします。
- 委員 廃止をしようとする時に届出をだし、廃止が完了したらまた届出を出すということでおろしいですか。
- 事務局 その通りです。
- 委員 廃棄計画も届出の際に提出すれば、スムーズに廃棄ができるのではないかですか。
- 事務局 そのように検討します。
- 委員 業者が不明となった場合が心配です。そのような時は町で処分するのです

- か。保全されていない、例えば町境目の山の斜面で人が住んでいないような場所ですが、その場所にホタルがいたような場合の対応はどうなるのですか。規制はできないのですか。
- 事務局 太陽光発電設備のような個人の土地にあるものに対して回りの人が反対することは、個人の財産の利用を制限することになり、それはできないことです。太陽光発電設備を設置することにより、今後ご近所トラブルが発生していく恐れがあれば事前に説明会を開催し近隣の了解を得てからと考えています。
- 委員 説明会はしましたという資料をつければ届出は良いのですか。了解をもらいましたということは無くてよいのですか。同意は得ていなくても町は届出を受けるのですか。
- 事務局 条例では理解を得られるよう努めなければならない、ですので町は受けのことになります。
- 事務局 業者さんが、ご近所からやめて欲しいと言われても財産権の侵害ですとか、過度な事業の制限をかけるようなこととなるので、条例では説明会を開催することとし、事前協議の時に近隣住民が反対しているか確認します。
- 事務局 町としては広く意見を聞き入れたいと思っています。今後パブリックコメント等を実施する予定もございます。その他にご意見・ご質問等があれば随時受付します。よろしくお願ひいたします。
- 議長 他にご意見・ご質問がなければ議事（1）は以上とさせていただきます。  
事務局から連絡事項等はありますか。

#### 8 副会長閉会のあいさつ

署名	川島 和春 鈴木 貞美	印
		印